

## ～経営安定関連保証（セーフティネット保証5号）のご案内～

### ◆対象者：全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者

①指定業種（産業分類中分類：82業種）であること。

- ・指定業種は、中小企業庁のホームページをご覧ください。

[http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

②認定基準を満たしていること。

### ◆認定基準

申請者が、経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を1年3か月以上継続して営んでおり、事業所所在地が石垣市内になる中小企業で、次のいずれかに該当する方。

#### (イ) 売上高の減少

主たる事業の直近3ヶ月間の平均売上高等が前年同期の月平均売上高に比して5%以上減少し、かつ兼業等を含めた事業全体の直近の3ヶ月の月平均売上高等が前年同期の月平均売上高等に比して5%以上減少していること。

#### (ロ) 原油等仕入価格の上昇分を製品等の販売価格に転嫁できない。

申請者の事業が指定業種に属し、原油価格の上昇により、製品等売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格の引き上げが著しく困難であるため、直近3ヶ月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合を上回っていること。

#### (ハ) 円高の影響がある

円高の影響により、原則として最近1ヶ月間の売上高等が前年同月に比べて10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べて10%以上減少することが見込まれること。

### ◆認定に必要な書類

1. 認定申請書 **2通**

2. 指定業種わかる書類（登記簿謄本、許可証、確定申告書、開業届写し等）

3. 印鑑証明書の原本（法人は、法人の印鑑証明書）

4. 最近3ヶ月間及び前年同期の売上高、営業利益等を証明するもの

（例）売上台帳、財務諸表、決算書（勘定科目内訳明細書は省略可）等

\*（ロ）で申請…原油等の仕入価格・売上原価・売上高を確認できる資料

\*（ハ）で申請…最近1ヶ月の売上高及び今後2ヶ月間の売上見込み等が確認できるもの（試算表等）

5. 申請する認定基準の計算表

6. 実印

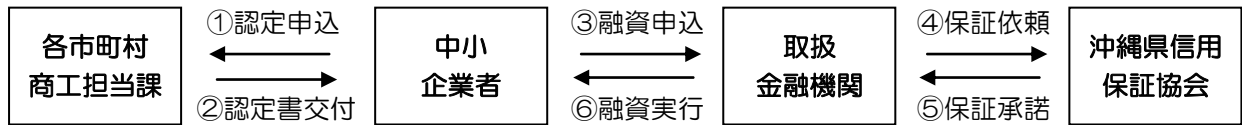
7. 本人以外が申込に来られる場合は本人からの委任状（様式自由）

※ただし、申請内容により、他の書類の提出を依頼することもあります。

裏に続く

◆認定期間 平成24年4月1日～平成24年9月30日まで

◆融資までの流れ



◆保証要件

- 保証限度額： 2 億円（有担保）、8,000 万円（無担保）  
一般保証と別枠で利用可能で、100% 保証
- 保証料率：概ね1.0%
- 担保：必要に応じて徴求
- 保証人：原則として、法人の代表者以外は不要

◆貸付利率 金融期間所定利率となります。（問い合わせは各金融機関へ）

◆注意事項

- 1) 認定申請から認定決定までの期間は、5～7日程度です。（申請件数により変動します）
- 2) 認定書の有効期間は30日ですので、早めに金融機関へご相談ください。
- 3) 認定決定は貸付の決定ではありません。金融機関及び信用保証協会での審査があります。

認定申請窓口

石垣市企画部商工振興課物産振興係

TEL・0980-82-1533